

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和59年9月末に退職し、同年10月頃、妻がA市支所又は同市役所の窓口で、夫婦の国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたのに、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和59年10月頃、夫婦の国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金手帳払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、当該番号の前後の被保険者の加入状況から、この頃に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなるが、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間について、過年度納付及び保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立人に係るA市の国民年金台帳（資格記録・納付記録）によると、申立期間は未納期間と記録されている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで
夫が昭和59年9月末に退職し、私は、同年10月頃、A市支所又は同市役所の窓口で、夫婦の国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたのに、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月頃、夫婦の国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金手帳払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、当該番号の前後の被保険者の加入状況から、この頃に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなるが、申立人は、申立期間について、過年度納付及び保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立人に係るA市の国民年金台帳（資格記録・納付記録）によると、申立期間は未納期間と記録されている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

「ねんきん定期便」を見ると、申立期間が国民年金の免除期間でないことが分かった。

しかし、私は、申立期間当時、大学4年生で収入が無かったので、A県B市役所で国民年金保険料の免除申請を行ったはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時、大学4年生のため収入が無かったので、市役所で免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、B市の申立人に係る国民年金の端末情報によると、申立期間は未納期間と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録の信頼性は高かったものと推認される。

さらに、申立人からは、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請に関する具体的な供述及び申立期間の保険料について免除されていたことを示す関連資料の提出は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

国の年金記録では、申立期間が申請免除とされているが、私は免除申請を行っておらず、国民年金保険料を納付していた。当時、自営をしていた実父からの援助や、そこで勤務していた夫の給与があり、経済的に豊かだったので保険料が免除される状況ではなかった。申立期間の保険料は納付しており、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の免除申請は行っておらず、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間は申請免除期間であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、保険料が還付された記録も見当たらない。

また、A市の申立人に係る国民年金保険料の納付記録データによると、申立期間は申請免除期間であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、上記特殊台帳の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。